

# 令和5年9月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年9月25日(月)

午前10時30分

場 所：波佐見町総合文化会館  
2階「研修室2・3」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

8番 谷村 英里子 9番 村川 浩記

### 第2 提出議案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第28号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

令和5年9月25日（月） 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和5年9月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「8番 谷村委員」「9番 村川委員」をお願いします。
- 滝川係長 それでは、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 （別紙資料 議案第25号を朗読し説明する。）  
申請番号1の申請ですが、譲渡人は地区外に居住しており維持管理ができないため、農地の譲渡を検討していたところ、自家消費用の野菜を耕作したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回の譲渡の申請がされたものであります。  
なお、譲受人は現在佐世保市に居住しており農作業の経験は特にありませんが、申請地に隣接する住宅を購入し本町に居住する準備をすすめており、所有している耕運機でトマトやきゅうりなどいろいろな野菜を耕作する予定で、周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 高尾委員 はい、7番 高尾です。先日申請人の方より話を聞きましたが隣の住居を購入し畑として管理し利用されるとの事です。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第25号は、許可することにいたします。

続きまして議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第26号を朗読し説明する。)

今回の申請地は、既に宅地の一部として利用されております。平成7年頃に申請者の亡夫が農地法4条の許可を受けることなく、申請地に隣接する自宅を増築しており、申請者が自宅の売買を検討している際に、増築した部分が農地を無断に転用していることに気づいたため、今回、正式に宅地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続きに該当する案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地法第4条の追認申請がなされたものです。

なお、簡易手続きに判断された理由としては、長崎県農地転用事務指針にある「簡易手続相当の違反案件の基準」の「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当することになり、平成7年頃に自宅を増築してから20年以上経過しており原状回復は困難であり、近隣農地の耕作等への影響はないとの県は判断し、簡易手続きに該当することになっています。

次に被害防除計画ですが、盛土、切土は行わず現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水のみの排水で自然に水路に流下するようになっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりで転用申請をしなければいけないことを知らずにいたとの事です。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第26号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第27号の申請番号1番について朗読し説明する。)

1番の申請ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、事業計画者の業務用の駐車場が慢性的に不足しているため、会社の近隣に新たな駐車場を確保する計画となっており、申請地の一部は賃貸人の家庭菜園用地として利用する計画となっています。

次に被害防除計画ですが、切土を最高1.5m実施するということですが、法面を保護して土砂流出などの対策を行うとあります。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われれます。なお、雨水の排水計画は、自然流下となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、小樽地区の担当委員である「1番 小林委員」、補足説明がありましたらお願いします。

小林委員

はい、1番 小林です。以前はお茶の栽培をされていましたが平成19年頃より保全管理状態になっていました。。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第27号の申請番号1番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第27号の申請番号2番について朗読し説明する。)

2番の申請ですが、譲渡人と譲受人は親子で、親子2代で申請地の近隣に居住していますが、現在の自宅が老朽化しているため建替えを計画したところ、現在の場所が土砂災害特別警戒区域にかかっており建替えができないため、新たに居住地に近い土地を選定し、今回、農地の転用を申請されています。

申請農地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、切土を最高2m、最低0.5m行うとありますが、法面は安全な勾配とし、法面保護を行い土砂流出などの対策を行うとあります。また、農地がある北側と西側は3m以上間隔をとり建物を建築されるので日照、通風等の被害は生じないと思われま。なお、雨水排水は、雨水枡から道路側溝に放流し、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続するとあります。

なお、一般個人住宅の転用については、法面、進入路等を除く有効面積の上限の目安は500㎡となっております。今回、申請地の所要面積は506㎡になりますが、土地利用計画図に記載がある法面16.1㎡を除いた有効面積は、489.9㎡となっておりますので、上限の目安は超えないこととなります。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しています。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」、補足説明がありましたらお願いします。

楠田委員

はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第27号の申請番号2番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長            (別紙資料 議案第27号の申請番号3番について朗読し説明する。)

3番の申請ですが、譲受人は、自宅を建築したいため、現在、居住しているアパートと職場の近くである土地を選定し、今回申請されています。

申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土、切土は行わず現状のまま利用するため土砂砂流出等の被害は生じないとあり、また、隣接農地はないため、日照、通風等への影響はないと思われま。排水計画ですが、雨水は雨水枡から道路側溝に放流され、汚水、生活雑排水は、合併浄化槽接続となり道路側溝へ放流となっております。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しています。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長            それでは、岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」、補足説明がありましたらお願いします。

村川委員            はい、9番 村川です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長            それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第27号の申請番号3番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして議案第28号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第28号について説明する。)

促進計画となりますが、土地の所在及び面積は、稗木場郷曲り渕1093-1他合計4筆で面積は合計8,962㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 田ノ頭郷〇〇さんで、種別・利用目的は変更・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年11月10日からで、1年3ヶ月間の令和7年1月31日までとなっています。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける〇〇さんは、高尾委員の同居の親族にあたるため、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、高尾委員は議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(高尾委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第23号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第28号については、承認することと致します。高尾委員の入室を許可します。

(高尾委員入室)

川島会長

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会  
9月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。